おかえりつばめ~ル事前登録

「おかえりつばめ〜ル」とは・・・

高齢者の方などの行方が分からなくなってしまい警察に捜索願を出された際、協力者である『おかえりサポーター』の皆様へ、<u>行方不明になられた方の情報をメールでお知ら</u>せして、発見のご協力をいただくものです。

※メールで送信する情報は、本人や家族から「この情報は流しても良い」と了解を得た情報のみになります。







「おかえりつばめ〜ル」には事前登録制度があります。

燕

行方不明になる前にその可能性のある方の情報を前もってお知らせいただくことで、

- 地域での見守り体制を構築するなど、行方不明になるリスクを減らす対策がとれる
- 前もって「発信する情報」「発信しない情報」を確認しておくので、万が一の場合に 『おかえりつばめ〜ル』での情報伝達を迅速に行うことができる
- 発見された際の、本人確認にかかる時間を減らすことができる
- 杖・傘や靴などに貼る「**登録者ステッカー」**の配布を受けることができるといったメリットがあります。

登録者ステッカー

申請後、決定された登録番号を油性ペンなどで記載し、傘・杖・カバンや靴のかかと部分などに貼り付けて使用します。



行方不明になった際に「○○番のステッカー(またはお名前) を貼った方」と言った目印にしたり、発見時の本人確認、普段 からの見守りに活用いただけます。

反射材でできているので、夜間の事故防止にもなります。





燕市認知症高齢者等見守り事業「おかえりつばめ~ル」事前登録について

対象者

- 認知症または軽度認知症と診断を受けた人
- おおむね65歳以上の高齢者
- 障がいのある人や児童など、燕市長または燕警察署長が必要と判断した人

申請者

- 本人·親族
- 後見人・保佐人・補助人・任意後見人
- 居宅介護支援事業所 等

必要書類

- 事前登録申請書(表·裏)
- 承諾書

その他必要な申請

- 登録の必要がなくなった場合は「登録解除申請書」の提出
- 事前登録の内容が変更になった場合は「登録内容変更申請書」の提出

注意点

- 行方不明になる可能性のある人として、事前登録を行った時の情報は、燕市役所長寿福祉課・燕警察署生活安全課・各地域包括支援センターにおいて共有されます。
- おかえりつばめ〜ル配信にあたり、申請書に記載された情報がクラウドサービス(ネットワーク上のサーバー)に登録されます。
- 事前登録申請書に記載された情報のうち、チェック欄にチェックを入れた情報を、行方不明発生時に「おかえりサポーター」へメールで配信します。
- 事前登録後に配布される反射材ステッカーの使用については、ステッカーの用途をご本人に説明の上、ご本人の承諾のもと使用するようにしてください。 ステッカーには登録番号の他、ご本人・ご家族等の判断で、お名前をご記入いただくことも可能です。
- **事前登録を行った翌年から、登録された方のモニタリング**を、年に1回(10~11月頃)地域包括支援センター、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、入所されている施設等に依頼して行います。その際に、ご本人やご家族からもお話しを伺いますので、ご協力をお願いいたします。また、状況や状態が変わるなどして事前登録が不要となれば、事前登録を解除することもできます。

お問い合わせ

燕市 健康福祉部 長寿福祉課 地域支援相談チーム

TEL:0256-77-8157(直通)

FAX: 0256-77-8138